

下記の事項について諮問する。

平成14年10月18日

東京都知事 石原慎太郎

記

諮問事項1 クリーニング業法の改正に伴う営業者の講ずべき措置について

(諮問理由)

地方分権の推進を図るため、平成14年3月30日付けで「地方自治法等の一部を改正する法律」が公布され、地方自治法、河川法、クリーニング業法等の一部が一括して改正された。

これに伴い、クリーニング業法では第3条第3項第6号に基づき、営業者がクリーニング所において講じる措置について、条例で定めることとされた。よって営業者の講ずべき措置について諮問する。

諮問事項2 小規模貯水槽水道等の衛生管理について

(諮問理由)

都市化の進展とともに建築物の高層化が進み、貯水槽を介して給水する貯水槽水道が増加している。しかし、特に小規模なものについては、定期的な清掃や水質検査が行われていないなど、衛生管理の不徹底を起因とする水質の劣化や汚染事故が発生している。また、他県においては、貯水槽を有する飲用井戸を原因とする大規模な事故も発生している。

東京都では、小規模な貯水槽水道等について、要綱に基づき衛生管理の指導を行ってきた。

一方、国は昨年水道法の改正を行い、水道事業者が貯水槽水道へ適切な関与を図るなど、貯水槽水道の衛生管理を強化することとした。

こうした状況を踏まえ、水道法の規制対象外である小規模な貯水槽水道等の適正管理の方策について諮問する。